

<< 略 >>

(役員会の構成)

第16条 本会に次の役員を置く。

- |            |     |
|------------|-----|
| (1)会長      | 1名  |
| (2)副会長     | 若干名 |
| (3)部門別担当役員 | 若干名 |
| (4)会計担当役員  | 2名  |
| (5)監査担当役員  | 2名  |

2. 役員会は会長、副会長を互選する。

3. 本会に協力役員(若干名)を置くことができる。協力役員は役員会において委嘱することができる。

4. 本会に顧問(若干名)を置くことができる。顧問は役員会において委嘱することができる。また、顧問は原則として役員経験者とするが、会員以外からも選出することができる。

(役員等の権限と任務)

第17条 役員等の権限と任務は次の通りである。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務全般を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合はその会務を代行する。副会長は、部門別担当役員を兼務できる。
- (3) 部門別担当役員は、総務、企画、広報などの業務をそれぞれ分担する。
- (4) 会計担当役員は、入会金、年会費の徴収、会の財政面の管理、役員会への予算案提出などを担当する。
- (5) 監査担当役員は、会務全般および会計を監査し、その結果を総会に報告する。

2. 協力役員は、役員担当業務の補助として役員会の出席等、役員担当業務の円滑な遂行のための業務を行なう。

3. 顧問には、役員担当業務の相談役として必要に応じて役員会が意見を求めることができる。

<< 略 >>

付 則

2015年4月12日（第16条1項2号改正）より施行する。

2016年4月10日（第21条1項2号ならびに3号改正）より施行する。

2018年4月8日（第16条3項4項追加、第17条1項2号改正、第17条2項3項追加）より施行する。

以上